

手帳

心身に障がいがある場合、その障がいの内容に応じて申請することにより、各種の障がい者手帳の交付を受けることができます。市で申請を受け付けた手帳は、それぞれの判定機関で判定され、交付されます。手帳が交付されると、手帳の種類及び障がいの等級等に応じてさまざまな制度やサービスを受けることができます。

1 身体障がい者手帳

身体に障がいがあると認められる場合に交付を受けることができます。

○障がいの程度 1 級から 6 級で、1 級が最重度

申請窓口	社会・障がい者福祉課、各支所市民窓口課
判定機関	福岡県障がい者更生相談所

2 療育手帳

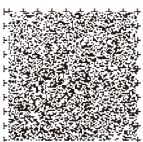
児童相談所または更生相談所において、知的に障がいがあると認められる場合に交付を受けることができます。

○障がいの程度

表示	程度	
A1	最重度	概ねIQ20 以下
A2	重度	概ねIQ21～35
A3	重度・合併	概ねIQ36～50 で、身体障がい者手帳1～3級を所持
B1	中度	概ねIQ36～50
B2	軽度	概ねIQ51～75

○再判定が必要な場合 手帳に記載されている「次の判定年月」の 3 か月前から受付できます。

18 歳以上	
申請窓口	社会・障がい者福祉課、各支所市民窓口課
判定機関	福岡県障がい者更生相談所
18 歳未満	
申請窓口	田川児童相談所
判定機関	



3 精神障がい者保健福祉手帳

精神の状態に障がいがあると認められる場合に交付を受けることができます。

- 障がいの程度 1 級から 3 級で、1 級が最重度
- 有効期間 2 年間。更新申請は有効期間終了の 3 か月前から受け付けます。

申請窓口	社会・障がい者福祉課、各支所市民窓口課
判定機関	福岡県精神保健福祉センター

※「発達障がい者手帳」というものではありませんが、療育手帳や精神障がい者保健福祉手帳に該当する場合があります。

4 関係機関連絡先

福岡県障がい者 更生相談所	住所	春日市原町3丁目1-7
	連絡先	電話 092-586-1055 ファックス 092-586-1065
	メールアドレス	shogaishakouseiso@pref.fukuoka.lg.jp
田川児童相談所	住所	田川市弓削田188
	連絡先	電話 0947-42-0499 ファックス 0947-42-0439
	メールアドレス	tagawa-ccc@pref.fukuoka.lg.jp
福岡県精神保健 福祉センター	住所	春日市原町3丁目1-7
	連絡先	電話 092-582-7510 ファックス 092-582-7505
	メールアドレス	seishinhofuku@pref.fukuoka.lg.jp

手帳の交付後、次の場合は、社会・障がい者福祉課に届けてください。

- (1)住所、氏名が変わったとき
 - (2)手帳をなくしたときや使用できないほど破損したとき
 - (3)障がいの程度が変わったとき(再交付申請により等級が変更になる場合があります。)
 - (4)障がいが回復したときや死亡等により手帳が不要になったとき
- ※手帳を他人に譲ったり貸したりすることはできません。

【問い合わせ先】 社会・障がい者福祉課 電話 0948-22-5500(内 1151)
ファックス 0948-21-6356
メールアドレス shakai@city.iizuka.lg.jp

